

follow スタジオ会員規約

第1条（目的）

本スタジオはピラティス、ヨガ、ハンモックレッスン及びその他レッスンを通じて、会員の心身の健康維持・増進に寄与し、左記の普及と発展に貢献することを目的とする。

第2条（会員）

- 1 会員の種類は別途パンフレット及びホームページ上記載の通りとする
- 2 会員の資格は一身専属とし、他の者に移転できない。
- 3 会員のチケットは譲渡できず、本人以外使用できない。

第3条（入会資格）

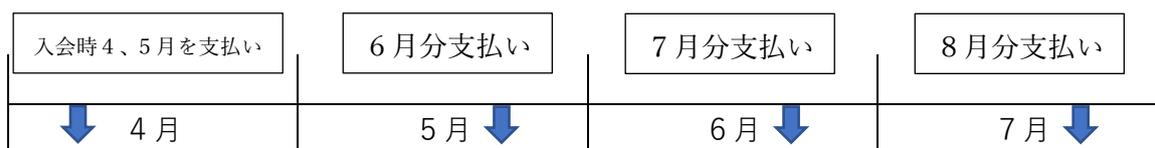
本スタジオに入会できるものは本規約に同意し、本スタジオの承認を得たものとする。また、以下に該当する場合は入会及び施設利用を拒否する場合がある。

- ①医師から運動を禁じられている者
- ②感染の恐れのある疾病を有する者
- ③反社会的勢力関係者
- ④刺青のある者。ただしワンポイントタトゥー等一部の例外を除く
- ⑤他の会員に迷惑をかける恐れがある、その他正常な施設利用が出来ないとスタジオが判断した者

第4条（月会費の支払い方法等）

- 1 入会時に入会金、入会事務手数料及び月会費2ヶ月分をクレジットカードで支払う。
- 2 入会申し込みが済んだ場合レッスン受講の有無にかかわらず前項の金額を支払わなければならない。
- 3 3か月目の月会費からは前月20日にクレジットカードでの支払いとする。
- 4 一度支払われた会費については原則返金を行わない。ただし、スタジオに帰責事由がある場合はこの限りではない。

支払い例

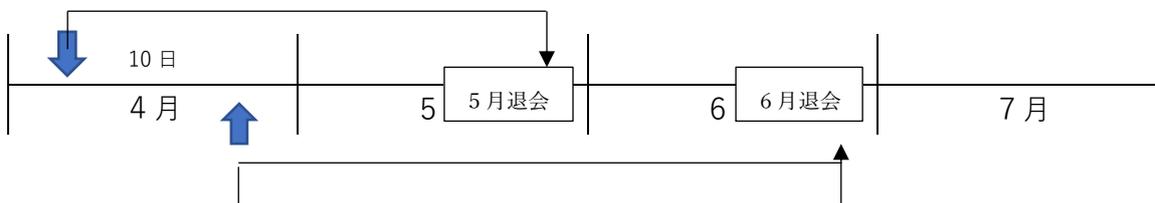


第5条（退会の手続き）

- 1 会員が退会を希望する場合は、退会希望月の前の月の10日前までに退会届を提出し

なければならない。その場合未納会費がある場合は清算しなければならない。

2 退会届の提出が10日以降となる場合の退会月は翌々月とする。



第6条（除名）

会員が以下のいずれかに該当した場合スタジオは除名とすることが出来る。

- ①本規約、その他本スタジオのルールに違反したとき
- ②本スタジオの名誉を傷つけたとき
- ③本スタジオの秩序を乱したとき
- ④諸会費の支払いを3か月怠ったとき
- ⑤本スタジオに虚偽の申告をしたとき
- ⑥本スタジオの会員としてふさわしくないと判断したとき
- ⑦他の会員に対する迷惑行為を行ったとき
- ⑧本スタジオの運営に支障が出る行為をしたとき
- ⑨禁止行為を行ったとき
- ⑩その他、本条各号に準ずる行為をしたとき

第7条（会員資格喪失）

次の各号に該当する場合は会員資格を喪失する。

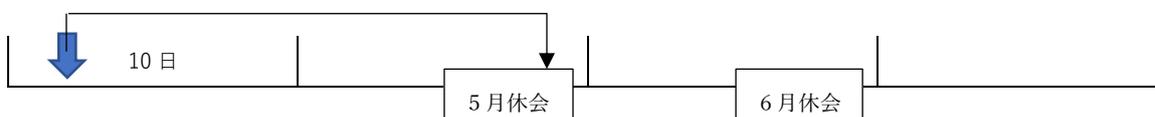
- ①退会手続きが完了したとき
- ②除名されたとき
- ③会員本人が死亡したとき
- ④本スタジオが閉業したとき

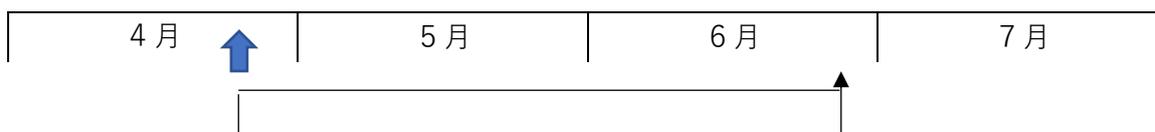
第8条（休会）

1 会員が休会を希望する場合は休会希望月の前の月の10日前に休会届を提出しなければならない。

2 休会届の提出が10日以降となる場合の休会月は翌々月とする。

3 2か月以上休会をする場合、1か月目の月会費は無料とし、2か月目以降は在籍料として毎月2,200円（税込み）発生する。





第9条（コースの変更）

- 1 会員がコース変更を希望する場合は、変更希望月の前月10日前までに変更届を提出しなければならない。その場合コースがダウングレードする場合は変更手数料として2,200円支払わなければならない。

第10条（諸手続き）

会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合は速やかに変更手続きを行わなければならない

第11条（レッスン受講）

- 1 レッスンを受講する場合は開始時間の5分前に入室すること
- 2 レッスン開始時間から10分経過した場合は受講することが出来ない。
- 3 レッスン中は講師の指示に従うこと
- 4 レッスン中のスマートフォンや録音録画機器類の使用は原則不可とする。
- 5 具合が悪くなる等レッスンの継続が難しいと判断された者は途中退出することが出来る。
- 6 会員がコースの規定日数を超えてレッスン受講する場合は、直ちにレッスン代金を支払わなければならない。
- 7 未納会費がある場合はレッスンを受講することが出来ない
- 8 妊婦に関してはマタニティレッスンのみ受講出来る。ただし、妊娠16週以降で医師の承諾を得た者に限る。

第12条（予約方法等）

- 1 レッスンの予約はWEB上の会員専用ページから行う。
- 2 予約を行い、正当なキャンセル手続きを行わずにレッスンを受講しなかった場合はレッスンを受講したものとみなす。

※回数会員であれば1回消化、チケット利用者であればチケット1枚消化

第13条（レッスンスケジュール）

- 1 営業時間は原則事前に公開するレッスンスケジュールによる。ただし、年末年始、お盆期間、ビル休館日等で営業時間が変更となる場合がある。
- 2 所定のスタジオメンテナンス日は全レッスン休講となる。
- 3 営業についての最新情報はHP、店内掲示物及びSNS等で公開する。

- 4 事情によりインストラクターが変更となる場合がある。

第14条（更衣室の利用等）

- 1 更衣室内は静かにかつ清潔に利用すること
- 2 ロッカーの利用は会員自身の責任と負担により利用すること
- 3 会員が本スタジオ及び更衣室の利用に際して生じた盗難について、本スタジオは一切の責任を負わない。
- 4 忘れ物に関してスタジオは防災センターに連絡する。その後速やかに警察機関へ届け出る。

第15条（損害賠償）

- 1 会員が故意または過失により本スタジオ施設内の器物等を損壊した場合は全部又は一部について損害を賠償しなければならない。
- 2 会員が本スタジオ又は第三者に損害を与えた場合は全部又は一部について損害を賠償しなければならない。また、会員が同伴者を連れてきた場合に同伴者が本スタジオ又は第三者に損害を与えた場合は同伴した当該会員が全部又は一部について損害を賠償しなければならない。
- 3 本スタジオの施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故について本スタジオは一切の損害賠償の責を負わない。会員紹介の同伴者についても同様とする。

第16条（禁止事項）

会員は以下の行為を禁止する。

- ①許可なく豊洲フォレシア（以下施設とする）内及びスタジオ内を撮影すること
- ②施設内において物品の売買や営業行為や勧誘をすること。
- ③インストラクターの引き抜き行為及び直接取引等
- ④他会員を他スタジオへの誘引する行為
- ⑤他会員及びスタジオスタッフ等への誹謗・中傷等
- ⑥他会員及びスタジオスタッフ等への暴力・威嚇行為等
- ⑦他会員及びスタジオスタッフ等へのストーカー行為
- ⑧他会員及びスタジオスタッフ等への施設利用を妨げる行為
- ⑨施設の共有部にたむろ等をして施設の利用者の迷惑になる行為
※共用部とはエントランスホール・エレベーターホール・廊下・階段・喫煙室等
- ⑩施設内に落書きや造作をすること
- ⑪施設内の器具、備品の損壊や備え付け備品の持ち出しをすること
- ⑫所定の場所以外で喫煙をすること（電子タバコ含む）
- ⑬その他本条各号に準ずる行為

この規約は令和 4 年 6 月 20 日から施行する